

新潟市風致地区条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月18日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第32号

新潟市風致地区条例の一部を改正する条例

新潟市風致地区条例（平成16年新潟市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項各号列記以外の部分中「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 国立研究開発法人森林総合研究所
- (3) 独立行政法人労働者健康安全機構

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。